

ファッション・ケア契約書

株式会社レジュイール（以下「レジュイール」という。）と後記依頼者（以下「依頼者」という。）は両当事者間において依頼者が委託する洋服その他の衣料品及びその関連商品（以下「委託品」という。）のクリーニング、染み抜き、プレス及びケア（以下「ファッション・ケア」業務という。）に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条

- (1) 依頼者はレジュイールに対して委託品を受け渡すことをもってファッション・ケア業務を託し、レジュイールは委託者に対して委託品の品名、数量、仕上がり予定日などの必要事項を記載した伝票を交付することをもって当該業務を受託する。
- (2) レジュイールは、前項の委託品についてファッション・ケア業務を遂行し、依頼者に対して、前項の伝票及び料金を引き換えに当該委託品を引き渡すものとする。
- (3) 依頼者は、前項の委託品の引き渡しを受けた場合、速やかに、委託品の状態を確認するものとする。

第2条

- (1) 委託品がファッション・ケア業務により滅失または毀損した場合、依頼者は委託品を受け取り後、直ちにレジュイールに対し報告するものとしレジュイールは前条第2項の引き渡し後1カ月以内に依頼者より報告のあった場合に限り、損害を賠償することを約諾する。
- (2) レジュイールがファッション・ケア業務により委託品を滅失または毀損した場合の依頼者への賠償額は下記を上限とする。

記

購入後1年未満	購入価格の60%
1年以上2年未満	50%
2年以上3年未満	30%
3年以上4年未満	20%
4年以上5年未満	10%
5年以上	5%

上記について100万円を賠償限度とする。但し、委託品の滅失又は毀損がレジュイールの故意、又は重大な過失によるものである場合にはこれらの限りではない。

商品（全て）
販売価格の40%

上記について200万円を賠償限度額とする。

- (3) ファッション・ケア業務により委託品の滅失又は毀損した場合の損害の賠償は前2項のほか、以下に定めるところにより行うこととする。
- ① 海外での購入の場合は現地購入価格により算出する
 - ② 賠償はすべて現金をもって行う。
 - ③ ポリウレタン製品に関し、製造後3年以上経過、もしくはドライクリーニングを3回以上行っている製品の処理においての事故に関しては賠償の対象外とする。
 - ④ 他のクリーニング店にて処理を行った後の再処理に関しては賠償の対象外とする。
 - ⑤ 風合いその他個人の感覚に基づく苦情については一切賠償しない。
 - ⑥ 経時劣化による風合いの変化及び伸縮許容範囲の伸縮に関しては賠償の対象外とする。
- (4) レジュイールが依頼者に対し損害の賠償をした場合、委託品は事故品として保険会社に提出するものとし依頼者には返却しない。但し依頼者の要求により事故品を返却する場合は前項所定の賠償限度額の5%相当額及び受領した料金額を支払うものとする。

第3条

- (1) 仕上がり日から2年を経過した委託品について、レジュイールが依頼者に対し受領を催告したにもかかわらず、依頼者が受領しなかった場合、レジュイールは依頼者が本件委託品の所有権を放棄したものとみなし、レジュイールにおいて適宜処分できるものとし、依頼者はこれに対して異議を述べないことを予め承諾する。
- (2) 依頼者は、本契約書記載の住所または電話番号、e-mail アドレスに変更があった場合には、速やかにレジュイールに対してその旨連絡するものとし、依頼者が当該連絡を怠ったことにより前項の催告の書面又は電子メールが依頼者に到達しなかった場合には、当該催告は依頼者に到達したものとみなす。

個人情報取り扱いについて

株式会社レジュイール 個人情報保護管理者 専務取締役

ご提出いただく個人情報は、契約に基づくサービスの提供、各種サービスをご案内するためのダイレクトメールの発送、電話・書面でのご連絡等を行う目的で利用します。個人情報の提出は必須です。個人情報の一部を提出されない場合は弊社からのご連絡や作業に支障が出るなど、サービスの提供に不利益が生じる場合があります。ご提出いただいた個人情報に関して、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供停止を求めることができます。これらの請求を行いたい場合は、個人情報お問い合わせ窓口（03-5730-7973）までご連絡ください。